

松くい虫被害の拡大を防ぎ 大切に守っていきましょう

松くい虫対策

く民有林所有者の皆さんへく

伐倒駆除を行います！

海岸砂防林（民有林）では、国営事業「松くい虫被害先端地域特別対策事業」により県が伐倒駆除作業を実施します。

内陸部の民有林では、市が松くい虫対策の伐倒駆除を実施します。

松林所有者のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 農林整備係 ☎ 89-2184

完了予定日

県実施：海岸砂防林（民有林）

18年2月下旬まで

市実施：そのほかの区域

17年12月上旬まで



注意事項

①作業中は掲示板などで、作業中であることをお知らせしますので、作業区域内に立ち入らないでください。

伐倒した松の処分方法

①国営事業で伐倒した松は、林外に搬出し、チップなどに破碎処理されます。

②市で伐倒した松は、現地でビニールシートで覆い、くん蒸処理されます。